

いつか役に立つ

法律 知識

No.14



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

今回は、公正証書遺言についてお話しします。

遺言④(公正証書遺言)

公正証書遺言とは、遺言をする者が、公証人に遺言の内容を伝え、公証人がその内容を筆記して作成する遺言のことです。

公証人は、契約の内容などについて証明などをする仕事をしている公務員です。中立公正な第三者である公証人の証明は強い効力があります。公証人が作成した遺言が覆ることはほとんどありません。公証人役場は、福島県では、福島市、郡山市、白河市、会津若松市、いわき市、相馬市にあります。公正証書を作成する場合、政令で定められた手数料を支払うこととなります。例えば、1億円の遺産を1人の相続人に受け継がせる遺言を作成する場合、手数料は、4万3,000円となります。

もらうこともできません。

公正証書の場合、自筆証書遺言の際に必要な家庭裁判所での検認が不要となります。前回までに、検認手続について説明しましたが、労力と時間がかかる手続ですので、検認手続を経なくて良いというのは大きな利点だと思います。

また、公正証書遺言にもいろいろと方式がありますが、公証人が遺言を作成しますので、ここでの説明は省略します。なお、公正証書遺言は、公証人が遺言を作成してくれることから、方式違反のおそれがあります。この点も公正証書遺言の利点です。

さらに、公証人が遺言を管理してくれるので、紛失のおそれもありません。

公正証書遺言は、費用はかかりますが、紛失のおそれもなく、検認手続も必要なく、方式違反のおそれもないなど、相当の長所があります。遺言を残すのであれば、公正証書遺言を作成することをお勧めします。

次回は、秘密証書遺言について説明します。

第10回 帰還に伴う就労不能損害

賠償請求 はお済みですか？

東京電力の賠償は損害項目が多岐にわたっています。損害項目別にシリーズ化して解説しますので、ご一読ください。第10回は「帰還に伴う就労不能損害」です。

※「第6回 就労不能損害」(広報なみえ平成29年10月号掲載)でお伝えしている内容ですが、より詳しくお伝えするものです。

内容

原発事故時点において浪江町内(帰還困難区域を除く)に生活の本拠があった方で、収入が事故時点より減少し、平成30年3月末までに帰還された場合は、12か月を上限に賠償請求することができます。

浪江町の住所(原発事故時点)が旧避難指示解除準備区域・旧居住制限区域

平成30年3月までに帰還(居住開始)

帰還後も減収が続いている、または、帰還によって初めて減収が発生した。

「帰還に伴う就労不能損害」の賠償対象です。

帰還に伴って発生した「給与等の減収分」と「通勤交通費の増加分」が賠償の対象となります。(帰還し損害が発生した月から最大12か月間)

請求では帰還(居住)の場所および時期を確認するため、以下の書類の提出が必要となります。

- ①住民票の写し(平成30年3月以前の住定年月日の記載があるもの)
- ②以下のうち、いずれか1つ
 - ・電気等の検針票(平成30年3月以前の使用量の分かる記載があるもの)
 - ・賃貸借契約書のコピー(平成30年3月以前の契約開始日の記載があるもの)
 - ※町営住宅の場合は、入居許可書等
 - ・住居の修繕費用の領収書(平成30年3月以前の日付の記載があるもの)
- ③収入が分かる書類(就労不能損害と同じ)

東京電力
連絡先

原子力損害賠償全般 TEL 0120(926)404
受付時間：9時～19時(月～金曜日(祝日を除く))
9時～17時(土・日曜日、祝日)

問 総合窓口課賠償支援係
TEL 0243(62)1105